

奥津湖ゴミマップ

奥津湖周辺に不法投棄されている場所をまとめました。

河川や湖にゴミを捨てる行為は**違法**です。
 以下のとおり、法律により罰則が規定されています。
 ○河川法(河川法施工令第16条の4)
罰則：3ヶ月以内の懲役、又は20万円以下の罰金
 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 (第5条、第16条)
**罰則：5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金
 又はこの両方**

平成27年度調べ
(H27.4~H28.3)



電動台車



粗大ゴミ
(布団)



多量の書籍などの家庭ゴミ
及び粗大ゴミ(テレビなど)



●の印は、平成27年4月～平成28年3月の間で発見された不法投棄です。

※写真のゴミは回収済みです。



粗大ゴミ(古タイヤ)

○奥津湖周辺に以下の注意喚起看板を設置しています。



バーベキュー利用の残骸



粗大ゴミ
(冷蔵庫・家具など)

不法投棄を発見しましたら、下記まで連絡をお願いします。

国土交通省 吉田ダム管理所
TEL (0868) 52-2151

水源池を守ろう！

苦田ダムで貯めた水は、岡山県東部地域において、**飲み水などの生活用水、ビール工場の用水、農地のかんがい用水**などに利用されており、岡山県民の生活に欠かせないものです。

また、ダムの貯水池として生まれた“奥津湖”は、憩いを求めて多くの人々が訪れる**地域の観光資源**となっています。

ダムの水や湖畔が、不法投棄によって汚染されると、**県民の生活や自然環境に重大な影響**を与えることになります。

「自分だけなら」とか「少しだから」などと、軽い気持ちでゴミを捨てるのは止めましょう。

不法投棄は、絶対にしないでください。

**不法投棄は犯罪です。
発見したら下記まで連絡願います。**

**国土交通省 苦田ダム管理所
TEL0868-52-2151**

不法投棄の発見



警察・管理所による実況見分



原因者に対し、刑事告発

日常パトロールのほか、
カメラによる監視・録画も行っています。